

平成 23 年 4 月 29 日

内閣官房参与の辞任にあたって  
(辞意表明)

内閣官房参与  
小佐古敏荘

平成 23 年 3 月 16 日、私、小佐古敏荘は内閣官房参与に任ぜられ、原子力災害の収束に向けての活動を当日から開始いたしました。そして災害後、一ヶ月半以上が経過し、事態収束に向けての各種対策が講じられておりますので、4 月 30 日付けで参与としての活動も一段落させて頂きたいと考え、本日、総理へ退任の報告を行ってきたところです。

なお、この間の内閣官房参与としての活動は、報告書「福島第一発電所事故に対する対策について」にまとめました。これらは総理他、関係の皆様方にお届け致しました。

私の任務は「総理に情報提供や助言」を行うことであります。政府の行っている活動と重複することを避けるため、原子力災害対策本部、原子力安全委員会、原子力安全・保安院、文部科学省他の活動を逐次レビューし、それらの活動の足りざる部分、不相当と考えられる部分があれば、それに対して情報を提供し、さらに提言という形で助言を行って参りました。

特に、原子力災害対策は「原子力プラントに係わる部分」、「環境、放射線、住民に係わる部分」に分かれますので、私、小佐古は、主として「環境、放射線、住民に係わる部分」といった『放射線防護』を中心とした部分を中心にカバーして参りました。

ただ、プラントの状況と環境・住民への影響は相互に関連しあっておりますので、原子炉システム工学および原子力安全工学の専門家とも連携しながら活動を続けて参りました。

さらに、全体は官邸の判断、政治家の判断とも関連するので、福山哲郎内閣官房副長官、細野豪志総理補佐官、総理から直命を受けている空本誠喜衆議院議員とも連携して参りました。

この間、特に対応が急を要する問題が多くあり、またプラント収束および環境影響・住民広報についての必要な対策が十分には講じられていなかったことから、3 月 16 日、原子力災害対策本部および対策統合本部の支援のための「助言チーム（座長：空本誠喜衆議院議員）」を立ち上げていただきました。まとめた「提言」は、逐次迅速に、官邸および対策本部に提出しました。それらの一部は現実の対策として実現されました。

ただ、まだ対策が講じられていない提言もあります。とりわけ、次に述べる、「法と正義に則り行われるべきこと」、「国際常識とヒューマニズムに則りやっただくべきこと」の点では考えていることがいくつもあります。今後、政府の対策の内のいくつかのものについては、迅速な見直しおよび正しい対策の実施がなされるよう望むところです。

## 1. 原子力災害の対策は「法と正義」に則ってやっていただきたい

この 1 ヶ月半、様々な「提言」をしてまいりましたが、その中でも、とりわけ思いますのは、「原子力災害対策も他の災害対策と同様に、原子力災害対策に関連する法律や原子力防災指針、原子力防災マニュアルにその手順、対策が定められており、それに則って進めるのが基本だ」ということです。

しかしながら、今回の原子力災害に対して、官邸および行政機関は、そのことを軽視して、その場かぎりで「臨機応変な対応」を行い、事態収束を遅らせているように見えます。

とりわけ原子力安全委員会は、原子力災害対策において、技術的な指導・助言の中核をなすべき組織ですが、法に基づく手順遂行、放射線防護の基本に基づく判断に随分欠けた所があるように見受けました。

例えば、住民の放射線被曝線量（既に被曝したもの、これから被曝すると予測されるもの）は、緊急時迅速放射能予測ネットワークシステム（SPEEDI）によりなされるべきものでありますが、それが法令等に定められている手順どおりに運用されていない。法令、指針等には放射能放出の線源項の決定が困難であることを前提にした定めがあるが、この手順はとられず、その計算結果は使用できる環境下にありながらきちんと活用されなかった。また、公衆の被曝の状況も SPEEDI により迅速に評価できるようになっているが、その結果も迅速に公表されていない。

初期のプルームのサブマージョンに基づく甲状腺の被曝による等価線量、とりわけ小児の甲状腺の等価線量については、その数値を 20、30km 圏の近傍のみならず、福島県全域、茨城県、栃木県、群馬県、他の関東、東北の全域にわたって、隠さず迅速に公開すべきである。さらに、文部科学省所管の日本原子力研究開発機構による WSPEEDI システム（数 10km から数 1000km の広域をカバーできるシステム）のデータを隠さず開示し、福島県、茨城県、栃木県、群馬県のみならず、関東、東北全域の、公衆の甲状腺等価線量、並びに実効線量を隠さず国民に開示すべきである。

また、文部科学省においても、放射線規制室および放射線審議会における判断と指示には法手順を軽視しているのではと思わせるものがあります。例えば、放射線業務従事者の緊急時被曝の「限度」ですが、この件は既に放射線審議会で国際放射線防護委員会（ICRP）2007 年勧告の国内法令取り入れの議論が、数年間にわたり行われ、審議終了事項として本年 1 月末に「放射線審議会基本部会中間報告書」として取りまとめられ、500mSv あるいは 1Sv とすることが勧告されています。法の手順としては、この件につき見解を求められれば、そう答えるべきであるが、立地指針等にしか現れない 40–50 年前の考え方に基づく、250mSv の数値使用が妥当かとの経済産業大臣、文部科学大臣等の諮問に対する放射線審議会の答申として、「それで妥当」としている。ところが、福島現地での厳しい状況を反映して、今になり 500mSv を限度へとの、再引き上げの議論も始まっている状況である。まさに「モグラたたき」的、場当たり的な政策決定のプロセスで官邸と行政機関がとっているように見える。放射線審議会での決定事項をふまえないこの行政上の手続き無視は、根本からただす必要があります。500mSv より低いからいい等の理由から極めて短時間にメールで審議、強引にものを決めるやり方には大きな疑問を感じます。重ねて、この種の何年も議論になった重要事項をその決定事項とは違う趣旨で、「妥当」と判断するのもおかしいと思います。放射線審議会での決定事項をまったく無視したこの決定方法は、誰がそのような方法を取りそのように決定したのかを含めて、明らかにされるべきでありましょう。この点、強く進言いたします。

## 2. 「国際常識とヒューマニズム」に則ってやっていただきたい

緊急時には様々な特例を設けざるを得ないし、そうすることができるわけですが、それにも国際的な常識があります。それを行政側の都合だけで国際的にも非常識な数値で強引に決めていくのはよろしくないし、そのような決定は国際的にも非難されることになります。

今回、福島県の小学校等の校庭利用の線量基準が年間 20mSv の被曝を基礎として導出、誘導され、毎時 3.8 $\mu$ Sv と決定され、文部科学省から通達が出されている。これらの学校では、通常の授業を行おうとしているわけで、その状態は、通常の放射線防護基準に近いもの（年間 1mSv、特殊な例でも年間 5mSv）で運用すべきで、警戒期ではあるにしても、緊急時（2、3 日あるいはせいぜい 1、2 週間くらい）に運用すべき数値をこの時期に使用するのは、全くの間違いであります。警戒期であることを周知の上、特別な措置をとれば、数ヶ月間は最大、年間 10mSv の使用も不可能ではないが、通常は避けるべきと考えます。年間 20mSv 近い被曝をする人は、約 8 万 4 千人の原子力発電所の放射線業務従事者でも、極めて少ないのです。この数値を乳児、幼児、小学生に求めることは、学問上の見地からのみならず、私のヒューマニズムからしても受け入れがたいものです。年間 10mSv の数値も、ウラン鉱山の残土処分場の中の覆土上でも中々見ることのできない数値で（せいぜい年間数 mSv です）、この数値の使用は慎重であるべきであります。

小学校等の校庭の利用基準に対して、この年間 20mSv の数値の使用には強く抗議するとともに、再度の見直しを求めます。

また、今回の福島原子力災害に関して国際原子力機関（IAEA）の調査団が訪日し、4回の調査報告会等が行われているが、そのまとめの報告会開催の情報は、外務省から官邸に連絡が入っていなかった。まさにこれは、国際関係軽視、IAEA 軽視ではなかったかと思います。また核物質計量管理、核査察や核物質防護の観点からも IAEA と今回の事故に際して早期から、連携強化を図る必要があるが、これについて、その時点では官邸および行政機関は気付いておらず、原子力外交の機能不全ともいえる。国際常識ある原子力安全行政の復活を強く求めるものである。

以上

※文中の下線は、原文のママ

---

### 【memo】

#### ・プルーム（放射性プルーム 放射性雲）

気体状（ガス状あるいは粒子状）の放射性物質が大気とともに煙突からの煙のように流れる状態を放射性プルームという。

放射性プルームには放射性希ガス、放射性ヨウ素、ウラン、プルトニウムなどが含まれ、外部被ばく、内部被ばくの原因となる。

放射性希ガスは、地面に沈着せず、呼吸により体内に取込まれても体内に留まることはないが、放射性プルームが上空を通過中に、この中の放射性物質から出される放射線を受ける（外部被ばく）。放射性ヨウ素などは、放射性プルームが通過する間に地表面などに沈着するため、通過後も沈着した放射性ヨウ素などからの外部被ばくがある。また、放射性プルームの通過中の放射性ヨウ素などを直接吸入すること及び放射性ヨウ素などの沈着により汚染した飲料水や食物を摂取することによっても放射性ヨウ素などを体内に取込むことになり、体内に取込んだ放射性物質から放射線を受ける（内部被ばく）。

[原子力防災基礎用語集]

・「サブマージョン」の核種とは、人が放射性的な気体に囲まれる場合に、吸入により身体組織に放射性物質が集積することによる線量当量よりも、体外又は肺の中の放射性気体からの線量当量の方がはるかに大きくなる核種を意味する。例えば、放射性希ガス等がこれに該当する。 [電離放射線障害防止規則]

#### ・小佐古敏荘 こさこ・としそう

2005年 - 東京大学大学院工学系研究科原子力国際専攻教授

2011年4月30日、内閣官房参与を辞任

5月2日、報道関係者向け説明会を計画するも中止。空本誠喜は守秘義務について指摘されたことが理由としているが、官邸は全て否定している。

なお、2011年5月3日、それまで公開されていなかった緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの事故当時の予測値が突然理由もなく公開され、当初の文科省指針である「子供に対する年間20ミリシーベルト」について再検討という変化をもたらした。

[情報源：小佐古敏荘 - Wikipedia]

#### ・【佐藤優の眼光紙背】・BLOGOS (ブロゴス)

小佐古内閣官房参与辞任について、枝野官房長官は情報操作されているのではないだろうか？

<http://blogos.com/article/23484/>